

# 令和7年度 平田浄水場汚泥処理業務委託（その2） 契約書

収 入

印 紙

排出事業者：山形県企業管理者 松澤 勝志（以下「発注者」という。）と、  
運搬及び処分業者：\_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場：平田浄水場から排出される産業廃棄物の運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

## 第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

## 第2条（委託内容）

### 1. （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

#### ◎ 収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：山形県

許可の有効期限：\_\_\_\_\_

事業範囲：\_\_\_\_\_

許可の条件：\_\_\_\_\_

許可番号：\_\_\_\_\_

#### ◎ 処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：山形県

許可の有効期限：\_\_\_\_\_

事業範囲：\_\_\_\_\_

許可の条件：\_\_\_\_\_

許可番号：\_\_\_\_\_

### 2. （委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託料）

発注者が、受注者に運搬及び処理を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託料は、次のとおりとする。

#### ◎運搬及び処分に関する種類、数量及び委託料

種類：汚泥

荷姿：泥状

数量（予定数量）：216 m<sup>3</sup>

業務委託料（単価）：\_\_\_\_\_ 円/m<sup>3</sup>（うち消費税および地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 円）

契約保証金：\_\_\_\_\_

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
処分の方法： \_\_\_\_\_  
施設の処理能力： \_\_\_\_\_

4. (最終処分の禁止並びに再生品の利用報告)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物は、再生利用を目的とした中間処理を行うこととし、最終処分場への埋め立て処分は行わないものとする。

再生品については建設汚泥のリサイクルに準じて土木資材等として再利用を図り、受注者はその利用予定(下表)ならびに利用実績について、発注者に報告を行うこととする。

なお、再利用先が未定のため、契約期間以降も再生品を一部保管している状況の場合は、その利用が確定するまで、受注者は発注者にその報告義務を負うものとする。

(再生品の利用予定)

再利用先	再利用場所	予定年月	利用方法	利用量

5. (運搬過程における積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う場合には、関係法令に基づきかつ、第18条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。

なお積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_  
積替保管施設の所在地： \_\_\_\_\_  
積替保管施設の保管上限： \_\_\_\_\_

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報を受注者に提供するほか、適宜又は受注者の要求に応じ適正処理に必要な情報を受注者に提供する。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ その他取扱いの注意事項(形状、主成分、混合成分、特性など)

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、産業廃棄物の性状の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す。

4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載し、

虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、manifestの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

なお、発注者と受注者共に電子manifestシステムに加入している場合は電子manifestにて廃棄物の収集運搬および処分の管理を行うこととするため、契約時に登録状況および電子manifestによる工程管理の有無について発注者と受注者とが確認を行う。

5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり公的検査機関又は環境計量証明事業所において実施した環境基準等の分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期又は回数：1回

#### 第4条（発注者、受注者の責任範囲）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合に、その原因が発注者の責に帰すべき場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

#### 第5条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 第6条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### 第7条（委託業務完了報告）

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、個々の産業廃棄物の収集運搬および処分の工程確認は、電子manifestシステムにおいては運搬、処分、最終の登録があった時点にて、紙manifestにおいては、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたmanifest B2、B4、B6票で、処分業務についてはmanifest D票で行う。

#### 第8条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

#### 第9条（委託料・支払い）

1. 発注者の委託する産業廃棄物の運搬・処理業務に関する委託料は、manifestの合計処分数量（小数点以下四捨五入）に第2条第2項にて定める契約単価（消費税お

- よび地方消費税を含む) を乗じて得た金額 (1 円未満切り捨て) をもって精算する。
2. 委託料の額が経済情勢の変化及び第 3 条第 2 項等により不相当となったときは、発注者と受注者双方の協議によりこれを改定することができる。
  3. 発注者の委託する産業廃棄物の運搬・処理業務に対する委託料についての消費税は、発注者が負担する。
  4. 発注者は、受注者から委託料の請求を受理したときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。
  5. 受注者は、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、当該部分について発注者の検査を受け、当該部分に対する業務委託料相当額を請求できる。

## 第 10 条 (内容の変更)

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更するとき、又は数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第 3 条第 2 項、第 9 条の場合も同様とする。

## 第 11 条 (機密保持)

発注者と受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

## 第 12 条 (発注者の解除権)

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等 (受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき (ロに該当する場合を除く。)
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の

相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

### 第12条の2（談合等不正行為があった場合の発注者の解除権）

発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
  - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (2)の2 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書（第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。
  - (2)の3 受注者が独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
  - (3) 受注者が第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

### 第13条（契約が解除された場合等の違約金）

受注者（既に本項の規定により違約金を支払った者を除く。）は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、違約金として、業務委託料の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第12条によりこの契約が解除された場合
  - (2) この契約による債務の履行を拒否した場合又はその責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行が不可能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11

年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

- 3 受注者が第 1 項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

### 第 13 条の 2 (談合等に係る違約金)

受注者はこの契約に関して第 12 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、違約金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期限までに納付しなければならない。ただし発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。
- 3 委託業務が完成した後に、受注者が第 12 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第 1 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

### 第 14 条 (事故発生の通知)

受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

### 第 15 条 (履行遅滞違約金)

受注者がその責めに帰すべき理由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額とする。

### 第 16 条 (履行不能の場合の措置)

受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

### 第 17 条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者と受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

### 第 18 条 (契約期間)

この契約は、有効期間を令和 7 年 月 日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者と受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号  
山形県企業管理者 松澤 勝志

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。